

(第一類 第二号)

衆議院第一回二百一十二

# 務委員會

議錄第十八层

(六七)

第二百一回国会  
衆議院  
総務委員会  
議録 第八号

土地・建設産業局次長松原明紀君及び防衛省大臣官房衛生監椎葉茂樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○大口委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。長尾秀樹君。

○長尾(秀)委員 立憲民主・国民・社保・無所属

フォーラムの長尾秀樹でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスの問題については後ほど吉川委員の方から質疑があると思いますので、私は違う課題についてお聞きをしたいと思います。

まず、NHKのかんぽ報道厳重注意問題についてお聞きをいたします。

この間、再三にわたりまして、当委員会でも高井委員を始め質疑をしてまいりました。私も、昨年、臨時国会では質疑をさせていただきました。

当時の経営委員長代行、現経営委員長森下さんから、一貫して、二〇一八年十月二十三日の経営委員会の議事録は公表できないというお答えが続

いておりました。大変遺憾に思います。即刻公表すべきだと思います。

先般の委員会の場でも、高井委員の方から、なぜそこまでこだわるのかという点について指摘をさせていただきました。嚴重注意処分というのが極めて重い処分であるということと、その議論の内容が経営委員会の役割の範囲を超えている可能性があるのではないか、番組の内容にまで踏み込んでいる可能性があるということを、わざわざ、再度指摘をしていたところでございます。

さて、そこで、三月二日に毎日新聞の報道がございました。報道によれば、当委員長代行の森下現委員長が、石原進委員長とともに、郵政グループの意向を代弁するかのように、放送法で禁じられる番組介入の疑いが強い主張を展開、上田氏や一部委員の抵抗を押し切り、嚴重注意を強行

した、こういうふうに報じられています。

同じことですが、委員長代行だった森下現委員長が、番組のつくり方に問題があつたと、執行部

トップで番組編集の最高責任者である上田氏を委員の面前で批判していくことが判明した、郵政側の抗議の狙いを本当は取材内容だとも発言してい

た、こういうことも報じられています。

この報道について、森下委員長、どういう御見解ですか。

○森下参考人 ただいまの質問にお答えをいたし

ます。

二〇一八年の十月二十三日の経営委員会は、郵

政三社から来ました同年の十月五日付の申入れの文書の扱いについて議論をいたしました。この申

入には、NHKが公式ツイッターで掲載した七

月七日と十日の動画について削除を申し入れた経緯、その段階でのチーフプロデューサーの番組制

作に会長は関与しないといふ説明、会長から二カ

月近く返答がないことが記載されておりました。

この検討をする際に、チーフプロデューサーが

どうしてそのような趣旨の発言をするに至ったの

か、また、取材でのトラブルから申入れに記載さ

れているSNSでの映像削除まで至つたのか、一

回目の放送のときには取材協力には応じられて

いたわけであります、二回目のときにはそういう

た意味で取材トラブルが発生しております。そ

ういったことで、その申入れに至つた経緯を把握

する必要がありました。そのため、十月二十三日

の経営委員会で、非公式を前提に、その状況や経緯を確認するため、会長にも出席していただき、

以上二点、これは事実ですか、発言されたといふのは。

○森下参考人 お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、もともとの申入者が、SNSでの取材、映像削除の議論であります。そういったことで、どうして取材トラブルになったのか、どうして削除まで至つたのかといふことの議論で、先ほどお話ししましたように、会長とも状況や経緯を確認するためにお話をさせていただいたわけであります。

○長尾(秀)委員 だから、そのガバナンス云々は、もう明らかでしよう、それは後から取つてつけた理由なんですよ。本当は番組内容が問題なんだと郵政は思つているとおっしゃつているじやないですか。もうそのとおりだと思いますよ。事実そうなんだから、郵政の意向は、それに対して毅然とした対応をとるのがNHKじゃないんです

のではなく、自主自律や番組の編集の自由を損なう事実はございません。自由な意見交換の後、経営委員会の対応について議論をいたしました。

本件は、あくまでもガバナンスの問題として検討、対応したものであります。

以上、お答えいたしました。

○長尾(秀)委員 今、非公式を前提とおつしやつたけれども、非公開の間違いですか。(森下参考人「非公表です」と呼ぶ)非公表ね、非公表を前

提ね。(森下参考人「はい。失礼しました」と呼ぶ)それで、その非公表を前提というのもおかしいけれども、それは後で言います。

今、そういうお答えなので、具体的に確認をさせていただきます。

新聞報道では、森下さんの発言として、一つは、今回の番組の取材は稚拙というか、取材行為がない、インターネットを使う情報は偏つてお

り、つくり方の問題だ、だから統編もやらなくなり、郵政側の抗議への対応も視聴者目線になつた、郵政側の抗議への対応も視聴者目線に立つていいと発言したとなつております。そして、もう一つ。郵政側が納得していないのは本当に取材内容だ、本質はそこにあるから経営委員会に言つてきました。

以上二点、これは事実ですか、発言されたといふのは。

○森下参考人 お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、もともとの申入

者が、SNSでの取材、映像削除の議論であります。そういったことで、どうして取材トラブル

になつたのか、どうして削除まで至つたのかといふことの議論で、先ほどお話ししましたように、会長とも状況や経緯を確認するためにお話をさせて

いたわけであります。

その中で、一つ一つ、いろいろ質問したり、意見を交換したという、番組に対する意見、感想、

そういうことも含めてお話をさせていただきま

したが、あくまでもそれは、七月七日、十日の動

画について、それが、そこでどうしてトラブルに

至つたのかということについて意見交換をしたと

いうことがあります。

その際、番組に関する意見や感想も出ました

が、放送法第三十二条の規定のとおり、経営委員会が番組の編集に関与できないことは十分認識し

ており、具体的な制作手法等について指示したも

か、経営委員会といえども、執行部を管理監督する立場にあるとしても、それはおかしいでしょう。

今おっしゃった非公開を前提の議論というのも、あらかじめ非公開を前提というのはおかしくないですか。単なる情報共有なら、それはあり得ると思いますよ。だから、それは委員の懇談の場は全て公開するのが、法の趣旨、経営委員会規程の趣旨でしょう。

結果として、それが、個別に、プライバシーの問題とか、非公表にする部分は出てくるかもしれませんけれども、委員会の議論、委員会の議事である限りは、絶対公開しないといけないじゃないですか。その点、どうですか。

○森下参考人 お答えいたします。

基本的に議事録を公開するということはあります、私どもは、内規で、種々、必要な場合は非公開ということを定めております。

一番最初にお話しましたように、これは、どうしてそういう取材トラブルに至ったのか、そういう原因だったのか、どうしてチーフプロデューサーがそういう発言をすることに至ったのか、それを私どもとしてはぜひ解説するためにいろいろ意見交換した中身でございます。

そういう意味で、自由な意見交換をするといふことでありますので、非公表とさせていただいているということであります。

○長尾秀委員 全く納得できません。

この新聞報道どおりだとすれば、こういうまあ、おかしなというか、でたらめなというか、そういう嚴重注意処分は撤回すべきですよ。そして、議事録は公表すべきです。

その点、もう一回お答えください。

○森下参考人 お答えさせていただきます。

番組の制作と経営は分離しているため、番組制作について会長は関与しないというチーフプロデューサーの説明は、編集権についての考え方が組織にきちんと共有されていないという見逃してはいけないガバナンスの問題が含まれていると考えておりました。

また、郵政三社からの書状は、二〇一八年八月に会長宛てに質問の文書を送ったのが、二カ月たつても回答がなかつたために経営委員会に文書を出したとの趣旨でございましたので、協会側の業務執行が視聴者目線に立っていないとも考えました。

以上の観点から注意を申し入れたものであります。

二〇一八年の郵政三社からの申入れに関するやりとりにつきましては、あくまでも非公表を前提とした意見交換の場で行つたものでございました。従来、非公表を前提とした意見交換での内容につきましては、自由な意見交換に支障が出るので公表はしないということを経営委員会で申し合われておりますので、公表は差し控えさせていただいておりました。

以上です。

○長尾秀委員 全く納得がいきません。

委員長にお願いしたいと思います。

総務委員会として、この二〇一八年十月二十三日の議事録の提出を求めるよう、お願いしたいと思います。

○大口委員長 理事会で協議いたします。

○長尾秀委員 ありがとうございます。

木田専務理事にも来ていただきしておりますので、ちょっと一言。

どうですか、こういう状況なんですか。嚴重注意処分はなかったのと一緒にないですか、どうですか。

○木田参考人 お答えします。

上田前会長は、会長の職務の執行を監督する立場である経営委員会からの嚴重注意を重く受けとめたものというふうに認識しております。

今回の一連の経緯につきましては、「クローズアップ現代+」を所管する大型企画開発センターが番組のホームページで説明しているとおり、放送の自主自律や番組編集の自由が損なわれた事実はないというふうに考えております。

番組の現場においては、一貫して取材を尽くすべく努力を続けていたものと認識しております。ことし一月にも番組を放送しました。

これからも、自主自律を堅持し、取材によって事実を積み重ね、事実で語る番組づくりに力を入れていきたいというふうに考えております。

○長尾秀委員 現場がぜひ萎縮することのないように、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、高市総務大臣、これまでもお答えいただいておりますが、果たして、見守るだけでいいんでしょうかね、こういう状況なんですねけれども。ぜひコメントをお願いします。

○高市国務大臣 毎日新聞の報道がございまして、すぐ事務方に、NHKの経営委員会事務局に確認をさせました。

当該経営委員会は、非公開を前提にした自由な意見交換の場を設けたことや、今後の番組の具体的な制作手法などを指示した事実はないという回答でございました。

また、上田会長を始め、この場でも、役員の方々、執行部の方々が答弁をされているんですけど、今日に至るまで一貫して、放送の自主自律が損なわれた事実はないという答弁をいただいておりと承知をしております。

ただ、今までの経営委員長の御答弁を伺つても、私自身がまだ十分に理解していない、理解できない面がございますので、やはり、国民・視聴者の皆様の受信料で成り立つ公共放送ですが、透明性の確保というのは重要なことでござります。せひととも、NHKにおかれまして、説明責任をより的確に果たしていただきたいと考えます。

○長尾秀委員 ゼひよろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなりますので、この問題、私の質問はこれで終わらせていただきますけれども、まだ解説されていないということで、引き続き議論になるというふうに思います。

それでは次に、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題ということで、空き家対策を含む問題に移らせていただきたいと思いますが、ちょっとと通告の順と変わりますけれども、その問題に関連をいたしまして、今国会に土地基本法等改正案が提出をされております。国交委員会で審議されることとなると思いますけれども、関連いたしますので、ちょっとと基本的なことだけお聞きをしたいと思います。

土地基本法、そもそも一九八九年、平成元年に成立をした法律です。そこで、土地についての基本理念ということで、四つですかね、挙げられているということで、その中の土地についての公共の福祉優先という項目の中には、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源である、その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するというようなことも書かれております。

この理念が国民の共通理念として、もう三十年たっておりますので確立されてきてはいるはずですがけれども、だとすれば、なぜ、現在問題となつている所有者不明の土地、管理不全の土地の発生が抑えできていないのか、この点、お聞きをしたいと思います。

○松原政府参考人 お答え申し上げます。

現行の土地基本法は、委員御指摘のとおり、平成元年に制定されたものでありますが、当時の地価高騰による住宅取得の困難化等の社会問題への対応を背景に、地価対策を図ることを主眼に、投機的取引の抑制を始め、土地対策の方向性を総合的に示すことを目的として制定されたものでございました。

地問題や管理不全土地問題を始めとする諸課題、これらは土地基本法の制定当時には必ずしも想定されていなかつたものであります。それらの課題への対応の観点からは、土地の適正な管理など、現行法で掲げる基本理念以外にも国民の間で確立すべき共通認識が必要となつたものと認識しております。

そのため、今般、現行法で掲げる基本理念を前提として、更に必要となる要素を追加する見直しをすることとしたものであります。

今後は、所有者不明土地や管理不全土地の発生の抑止の観点も含めまして、新たな基本理念について国民の間における浸透を一層図るとともに、その基本理念に基づいた具体的な策策についても、関係省庁と連携しながら着実に展開してまいりたいと思つております。

○長尾(秀)委員 今回の改正では国土調査法も改正ということで、地籍調査についてもお聞きをいたしました。所有者不明等の場合は、地籍調査は固定資産税や不動産登記行政の基礎データとなるものだと思います。順次地籍調査を進められているということだと思いますけれども、その目標と現在の進捗率、まずお答えください。

○松原政府参考人 お答え申し上げます。平成二十一年に閣議決定されました現在の第六次国土調査事業十カ年計画におきましては、地籍調査の事業量二万一千キロ平米を実施することで進捗率を四九%から五七%とすることが目標として掲げられておりました。

第六次十カ年計画の九年目となる平成三十年度末時点におきましては、地籍調査事業量の実績は八千八百四十四キロ平米でございまして、進捗率は五二%となつております。

○長尾(秀)委員 進捗率五二%ということで、目標の五七%に達していないことだと思います。

その目標どおり推進できていない理由についてはどのように考えておられますか。

そのため、今般、現行法で掲げる基本理念を前提として、更に必要となる要素を追加する見直しをすることとしたものであります。

○松原政府参考人 お答え申し上げます。

地籍調査でございますが、個人の土地と密接に

関係する調査として、所有者の立会いを得て調査を進める必要があることから、所有者の探索や境

界の確認に多くの時間が必要になります。

現在の六次計画が目標どおり進捗していない主

な理由といったしましては、人口の減少、高齢化の

進展や、所有者不明土地問題の顕在化によりまし

て、所有者の探索や境界の確認がこれまで以上に

困難になつてゐるためと考えております。

今回の土地基本法等の改正に当たりましては、

これらの課題を克服するため、地籍調査のボトル

ネックにつきまして地方公共団体等の皆様方によ

く意見をお伺いした上で、所有者の探索を容易に

して所有者不明等の場合でも調査を進められるよ

うな調査手法の見直し、都市部における官民境界

の先行的な調査、山村部における航空写真等のリ

モートセンシングデータの活用といった、地域の

特性に応じた効率的手法の導入を行うこととして

おり、これらの措置によりまして調査の円滑化、

迅速化を図つてしまひたいと考えております。

○長尾(秀)委員 今お答えありましたように、普

通の宅地や農地は進捗しているけれども、都市部

あるいは山村部において進捗がおくれているとい

うことかと思います。引き続き、目標が達成でき

ますように、地籍調査を進めていただきたいと思

います。

その際、この主な実施主体である市町村に対し

て国、都道府県がその経費を負担するということ

によつて軽減が図られておりますが、昨年十二月

であります。

その際、この主な実施主体である市町村に対し

て国、都道府県がその経費を負担するということ

によつて軽減が図られておりますが、昨年十二月

であります。

そこで、市町村の取組を促進する、早期に地籍

調査を完了するための予算の確保の必要性をどう

考へておられるか、お聞さします。

○松原政府参考人 お答え申し上げます。

地籍調査を計画的に推進していくため、予算の

確保は重要であると認識しております。

令和元年度でございますが、補正予算も含めま

して、年度予算としては過去最高となる約百五十

億円を確保することができました。

昨今の災害発生状況等を背景といたしまして、

地方公共団体からの地籍調査の予算に関する要望も増加しているところであります。

引き続き、必要な予算の確保に努めてまいりましたと考へております。

○長尾(秀)委員 予算は限られている中で地籍調

査の迅速化を図る、全ての調査を早期に完了する

というためには、地籍調査に意欲ある市町村、地

方公共団体に対して適切に予算措置を講じていく

必要があります。ぜひ、引き続きその努力

をお願いしたいというふうに思います。

それでは、所有者不明土地等に係る固定資産税

の課題、既に、地方税法改正案、当委員会審議は

終わっております、今参議院で審議中であります

が、それらの点、空き家対策も含めてお聞きをし

たいと思います。

我が国の空き家は増加の一途をたどつております。

背景には、人口減少、高齢化、あるいは新築

中心の市場における需給のミスマッチングなどが

あるかとは思います。さらに、今後の問題とし

て、都市部においては戸建てよりもマンションの

空き家の問題がより深刻になつてくるという状況

もあるかと思います。

そこで、まず総務省にお聞きをいたします。

五年ごとに住宅・土地統計調査を行つておられ

ると思いますが、直近の数字について教えていた

だときたいと思います。

○佐伯政府参考人 お答えいたします。

空き家のうち、その他の住宅、先ほどお話の

あつたとおり三百四十八万七千戸でございますけ

れども、これは前回から比べまして三十万四千戸

の増加となつております。空き家の増加は、これ

が主として要因になつております。

また、平成三十年からは、世帯が所有するそ

他の住宅の空き家の取得方法についても調査をし

ております。空き家の増加は、これが主として要因になつております。

こういったことから、近年の空き家の増加の背

景事情の一つとして、人口の高齢化に伴い、相

続、贈与による空き家の取得があつて、それが主

な要因になつております。

こういったことから、近年の空き家の増加の背

景事情の一つとして、人口の高齢化に伴い、相

続、贈与による空き家の取得があつて、それが主

な要因になつております。

こういったことから、近年の空き家の増加の背

景事情の一つとして、人口の高齢化に伴い、相

続、贈与による空き家の取得があつて、それが主

な要因になつております。

こういったことから、近年の空き家の増加の背

景事情の一つとして、人口の高齢化に伴い、相

続、贈与による空き家の取得があつて、それが主

な要因になつております。

そこで、次に、この空き家の対策についてお伺

三千戸の増加、空き家率は〇・一ポイントの上昇となつております。

また、空き家の内訳を見ますと、賃貸用の住宅

が四百三十二万七千戸、売却用の住宅が二十九万

戸、その他の住宅が三百四十八万七千戸となつております。

いをしたいと思います。

倒壊など保安上危険な空き家、衛生上有害な空き家、景観を損なっている空き家等が問題化をしているということで、二〇一四年平成二十六年に議員立法でいわゆる空き家法が成立いたしました。二〇一五年五月から施行。市町村は、空家等対策計画の策定、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある特定空き家に対する措置として、所有者等に対する除去等の助言指導、行政代執行などができることとされました。

自治体がこの法に基づいて実施をしている空き家対策について、その取組を後押しするという観点で、総務省行政評価局が昨年一月、空き家対策に関する自治体の各種取組の実施状況を調査して、結果報告書を取りまとめて関係省に通知をしておられます。

その中で、空き家法施行から二〇一六年、平成二十八年末までの約二年間を経た空き家対策の状況として、空き家法に基づく助言指導の実施は三百四十四自治体、代執行は四十自治体であるとされております。また、空き家対策の現場においては、数名の体制ということで、空き家所有者の特定、代執行の実施などにおいて多大な業務負担が生じてしたり、具体的な手法がわからないなど、苦慮している状況であるというふうに結果報告されております。

そこで、もうこの結果報告書から更に一年を経過いたしました。空き家対策を進める市町村の取組状況、国、都道府県の市町村の支援状況は今どうなっているのか、お聞きをいたします。

○小林政府参考人 お答えをいたします。

今、先生から総務省行政評価局が行つた空き家対策に対する実態調査の中身を紹介いただいたところでございますが、この調査結果につきまして、国土交通省といたしましては、空き家対策の参考としていただくように、総務省と連名で全国の市区町村に情報提供を行つておられます。

また、特定空き家などに対しまして空き家対策

特別措置法に基づいて助言指導、勧告、命令、代執行を行う市区町村へのノウハウの提供を行つておるほか、社会資本整備総合交付金や補助事業を

通りまして、空き家の利活用や除却に取り組む市町村への財政的支援を行つておられるところでござります。

なお、空き家対策特別措置法につきましては、こどし五月に施行後五年を迎え、同法の附則に基づいて、法律の規定について検討を行うこととされることは、法律の規定について検討を行うこととされています。そのため、法律の規定について検討を行つておられることから、今後とも、市區町村を通じて地域の課題をよく把握しつつ、検討してまいりたいと考えております。

一方、今回の地方税法改正案では、所有者不明土地等について、使用者を所有者とみなす制度の拡大や、現に所有している者の申告の制度化が盛り込まれております。このことによって、今後、固定資産税情報の充実が図られるということが期待されているんだと思いますが、地方公共団体において、所有者不明土地に関して、固定資産税を課税するに当たり、所有者情報の把握のため、多大な負担が生じております。

例えば、登記簿上の所有者の死亡後、相続登記がされていない場合には、現に所有している者を相続人全員が相続放棄しているにもかかわらず、実態として放棄した相続人が土地を使用している場合、あるいは、土地の使用者が存在するのに不動産登記の表題部の所有者氏名、住所が古い記録となつてゐるなど、眞実の所有者を特定することが困難な場合などがあるというふうに聞いております。

このような状況に対応する観点から、今回の改正案では、課税庁が調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかとならない場合は、使用者に除去費用補助の仕組みを設けている自治体もある

後、所有者情報の把握の円滑化が推進をされるとますけれども、当該固定資産の使用者への通知によつて使用者が固定資産の使用を取りやめた場合や、使用者が頻繁に入れかわる場合は、現実として使用者に固定資産税を課すことは困難と思われます。

そこで、既に所有者が不明となつてゐる土地について、その所有者の特定をどのように進めているのか、お考えをお聞きします。

○開出政府参考人 お答えいたします。

地方税法改正案において措置することとしております所員が不明の場合は、現に使用収益しておられます。そのため、この措置につきましては、課税庁における調査を尽くしてもなお所有者の存在が不明である場合に適用できることとするものであります。

この場合の所有者特定のための調査につきましては、登記簿上の所有者やその相続人等について、住民票や戸籍などの公簿上の調査を行うことによります。所有者不明土地に係るみなし所有者課税は、課税庁における調査を尽くしてもなお所有者の存在が不明である場合に適用できることとするものであります。

この場合の所有者とみなす使用者につきましては、毎年度の賦課期日である一月一日時点におきまして各課税庁が認定していくことになるわけですが、単に臨時的、一時的な使用ではなく、相当期間にわたり継続して居住の実態があるありますとか事業を行つてゐるなどの事実が確認されること等により判断するものになると考えております。

○長尾(秀)委員 いかんにしても、今回の法改正が予定しておりますと、所有者不明土地特措法等の類似の制度における探索方法の規定等を参考に、政省令において定めることを予定しております。

○長尾(秀)委員 また、こういう所有者不明土地等に関して、固定資産税を課すことができないケースが生じております。

土地の不動産登記簿上の所有者は死亡し、法定相続人全員が相続放棄しているにもかかわらず、実態として放棄した相続人が土地を使用している場合、あるいは、土地の使用者が存在するのに不動産登記の表題部の所有者氏名、住所が古い記録となつてゐるなど、眞実の所有者を特定することが困難な場合などがあるというふうに聞いております。

このような状況に対応する観点から、今回の改正案では、課税庁が調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかとならない場合は、使用者に除去費用補助の仕組みを設けている自治体もある

て固定資産税を課すことができるとしております。

まずけれども、当該固定資産の使用者への通知によつて使用者が固定資産の使用を取りやめた場合や、使用者が頻繁に入れかわる場合は、現実として使用者に固定資産税を課すことは困難と思われます。

こういうケースについては、どのように対策を考えておりますでしょうか。

○開出政府参考人 今回の措置につきましては、所有者全員が不明の場合に、現に使用収益していられる方には、課税の公平性を確保する必要があると課税庁が判断した場合に、使用者に負担を求めることが可能とするものであります。

この場合の所有者とみなす使用者につきましては、毎年度の賦課期日である一月一日時点におきまして各課税庁が認定していくことになるわけですが、単に臨時的、一時的な使用ではなく、相当期間にわたり継続して居住の実態があるありますとか事業を行つてゐるなどの事実が確認されること等により判断するものになると考えております。

○長尾(秀)委員 いかんにしても、今回の法改正が予定しておりますと、所有者不明土地特措法等の類似の制度における探索方法の規定等を参考に、政省令において定めることを予定しております。

○長尾(秀)委員 また、こういう所有者不明土地等に関して、固定資産税を課すことができないケースが生じております。

土地の不動産登記簿上の所有者は死亡し、法定相続人全員が相続放棄しているにもかかわらず、実態として放棄した相続人が土地を使用している場合、あるいは、土地の使用者が存在するのに不動産登記の表題部の所有者氏名、住所が古い記録となつてゐるなど、眞実の所有者を特定することが困難な場合などがあるというふうに聞いております。

このような状況に対応する観点から、今回の改正案では、課税庁が調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかとならない場合は、使用者に除去費用補助の仕組みを設けている自治体もある

また、一方、所有者にとっては、空き家の引継ぎ手がなく、売却も困難な場合は持ち続けるを得ず、固定資産税や管理負担から逃れないという状況もございます。いわゆるその他の空き家の今後のさらなる増加が予想される中、こういう問題について対策を講じていく必要があるというふうに思います。

そこで、提案の一つ目ですが、住宅を購入、建築した人に対する除去費用の積立てを義務づけるのも一案ではないかと思います。必要な除去費用が確保されれば、所有者が不明になつてもその心配はなくなります。自治体にとって代執行除去が負担になるのは必然でございます。除去費用を確保する何らかの仕組みが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小林政府参考人 お答えをいたします。

空き家の処分につきましては、一義的には住宅などの所有者に責任があると考えております。所有者の方がみずから適切に行うべきものと考えております。

空き家の影響を及ぼす空き家などに対しましては、所有者に費用負担の義務があるわけございませんが、所有者が不明である場合など、市区町村が費用負担をせざるを得ないケースがあると認識しております。

このため 国土交通省では、これまで、所有者の自主的除却を促す助成制度を行う市区町村への補助のほか、所有者不明の場合の市区町村の代執行の円滑化のため代執行費用への補助や費用回収に関する財産管理制度に関する情報提供を行っております。

また 令和二年度予算案では、所有者の自主的対応が困難な場合の代執行費用への補助や、代執行プロセスにおける法務的手続の費用への補助といった補助事業の拡充を盛り込んでおります。

今先生が御指摘をいただいたような住宅の取得、建設時にあらかじめ所有者に除却費用を負担させる仕組みというのは、建設あるいは取得の初

期の国民の負担増、それから支払っていただいた除却費用の管理主体や手間といった問題がございまして、慎重な議論が必要なものと考えております。

国土交通省といしましては、今後とも総務省と連携し、空き家対策に取り組む市町村への支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○長尾秀委員 引き続き検討をお願いしたいと存ります。

提案の二点目は、所有権放棄の問題です。

現状では、所有権の放棄は、したくとも手段がないでできません。今後、空き家のほか目新しい遺産がないというようなケースがあれば、相続放棄され、管理責任も果たされず、最終的には公費解体になる事例が増加していく可能性もあると思います。逆に、所有者においても所有権放棄ができるルールづくりも必要ではないかと思いますが、この点についてお聞きをいたします。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

民法では、「所有者のない不動産は、国庫に帰属する。」とされておりますが、現行法上、不動産の所有者がその所有権を放棄して不動産を所有者のないものとすることができるか否かについては、必ずしも明らかではございません。もとより、不動産が適切に利用され、又は管理されるようになることは非常に重要な課題であると認識をしております。

民法を所管する法務省では、現在、法制審議会による保安上の問題、衛生上の問題、また景観上の問題、また治安上の問題などが生じ得ることから、重要な課題だと認識をしております。

○高市国務大臣 空き家が増加することは、倒壊による保安上の問題、衛生上の問題、また景観上の問題、また治安上の問題などが生じ得ることから、重要な課題だと認識をしております。

総務省では、危険な空き家の除却や空き家の活用を始めとした自治体の空き家対策の取組に対して、特別交付税による措置を講じております。

また、空き家特措法に基づいて、除却などの勧告を受けた特定空き家などの敷地の固定資産税について、住宅用地条例の対象から除外する措置を講じております。

また、最近、地域におきましては、空き家を地域おこし協力隊の活動拠点やシェアハウスとして整備するなど、創意工夫によって利活用している事例もございます。

各自治体が地域の実情を踏まえた空き家対策ができますように、関係省庁と連携して取り組んでまいります。

○長尾(秀)委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○大口委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 立国社共同会派、社民党的吉川です。

中間試案についてのパブリックコメントの手続きは本月十日まで行われておりますが、法務省といたしましては、その結果を踏まえながら、法制審議会において充実した審議が行われるよう更に努めてまいりたいと考えております。

○長尾(秀)委員 なるべく前向きにこの問題についても御検討いただきたいと思います。

以上、今回の法改正に関連して、空き家対策を中心にお聞きをいたしました。

冒頭申し上げましたように、今後は戸建てに加えてマンションの空き家の問題も深刻になつてくるというふうに思います。先日の報道でも、滋賀県野洲市のマンションの事例が報道をされておりました。総務大臣から総括的に、この法改正並びに空き家対策について見解をお聞きをしたいと思ひます。

○森下参考人 お答えいたします。

郵政三社から会長宛てに、八月二日に、チーフプロデューサーの発言、番組制作に会長は関与していない、そういう発言について、N H K の会長に対する質問文書が出されました。それに対して返事がなかつたということが、十月五日の経営委員会に申し入れられました文書に書かれています。だから、そういう意味で、私が先ほど申し上げたのは、十月五日付の文書に、八月二日に出されたのに二ヶ月返事がないと書いてありましたので、それについてお話ししたということでありました。

○吉川(元)委員 ちょっとそれについても、実際にはその間にセンター長が郵政側に説明をしていましたので、返事がなかつたということについては私は異論がありますが、それはまた別の機会

にお話ししたいと思います。

今経営委員長がおつしやられたのは、二ヵ月間N H K側から返事がなかつたから手紙が来ただんだというふうにおつしやつておられます。これは以前、野党の合同ヒアリングでもたしか、当時は委員長代行という立場で発言がございましたし、

また、毎日新聞にも同じようなことが書かれておりますが、手紙が来たのは、二ヵ月間放置したのではなくて、委員長代行が、当時の鈴木上級副社長と面会をした上で、それなら経営委員会に文書を出してほしいというふうにおつしやつてあります。○森下参考人　お答えいたします。

九月二十五日だったと思いますが、鈴木副社長が私の会社にいらっしゃったときに、こういうお話をありました。まさに、トラブつているんだ、問題が起つて、それで、ツイッターの動画で削除を申し入れて、それで、チーフプロデューサーのそういう発言があつたなんだけれども、その後、そのチーフプロデューサーの発言について会長に八月二日に文書を出したんだけれども返事が来ない、だから経営委員会で、ガバナンス上、経営委員会で対応すべきじゃないかというお話をありました。

ですから、私は、立場上そういつた話は私は個人的には受けられないで、正式に経営委員会に言つてくださいと言つたわけでありまして、手続き的には十月五日ということです。

○吉川(元)委員　私が言つているのは、先ほど経営委員長は、二ヵ月間放置したから手紙が来ただんだというふうにおつしやつたけれども、違うでしょう。九月の二十五日の段階で、手紙を出せと、郵政側に。手紙を出したら、つまり、手紙を出せば経営委員会の場でこれを議題にして議論をするから、手紙を出せというふうに誘導されたんじゃないですか。

○森下参考人　当時、日本郵政の鈴木氏が来訪されることは、前の週に阪神高速道路の私の秘書に電話がありました。用件は知らされておりません

でしたので、会社の関係の仕事の話か、あるいは

挨拶程度の内容だらうということでお会いをした

わけであります。そういうことで、九月二十

五日の午前中、東京の事務所でお会いをいたしま

した。

それで、鈴木様からは、N H Kのガバナンスがきいていないことと、いまだに回答がないという

ことについて対応してほしい、そういうお話を

あつたわけであります。ですから、私は、個人で

は対応できませんので、経営委員会に伝えてほし

い、そういうことを言つたわけであります。私が

要請したわけではありません。要請というより

も、そういうことをおつしやつたので、それは個

人に私に言う話ではなくて経営委員会に言つて

くださいといふことがあります。

以上、お答えしました。

○吉川(元)委員　毎日新聞に書かれていたとお

り、私もこの耳で聞きましたけれども、手紙を出

してほしい、文書を出してほしいといふように言

われたのは森下さんの方、当時の委員長代行がそ

うやつておつしやつたから、郵政側は経営委員会

の側にそういう手紙を出された、これは客観的な

事実だといふことに思ひます。

次に、まさに十月二十二日の経営委員会の議題

というものは、これはつまり、チーフディレクタ

ーが説明をした際に、会長は番組に一切関与し

ないといふような発言をしたことについて郵政側

は問題視をして、そして、そうではないでしょ

うということで、N H K側、そして経営委員会側に

も、これはガバナンスの問題だということで手紙が

來たと。それについて、いわゆるガバナンスが

きちんとときいているのかきいていないのか、これ

が議題の中心であつたという理解でよろしいです

か。

○森下参考人　お答えいたします。

そのガバナンスという内容は、十月五日の文書

に書かれておりますのは、チーフプロデューサー

の番組制作に会長は関与しないという発言、これ

はおかしいのではないかということ、会長から

返事が来ていないということがあります。それ

についてN H Kのガバナンスがきいていないん

じやないかということがありました。

ですから、私どもは、それを議論するために、

五日までの動画配信、これについて郵政三社とN

H Kがトラブルになつて、それで、郵政側か

ら削除の申入れをした、そういうことがあります

して、その際にいろいろとそういうことがあつ

て、チーフプロデューサーが発言されたというこ

とでありますので、それについて申入れがあつた

わけでありますので、私どもはその環境状況、ど

うしてそういう申入れに至つたかを、状況を把握

する必要があつたということで、非公表を前提に

自由な意見交換をして、なぜそういうトラブルに

至つたのか、それ私どもが自由な意見交換をし

たということになります。

ですから、それはあくまでもガバナンスの議論

をする前段の議論として、まず環境状況を私ども

が理解するためにそういう意見交換をしたということになります。

以上です。

○吉川(元)委員　経営委員会で議論になつた、そ

れはまさに、郵政側から手紙が来た、森下経営委

員長代行が文書を出してくれと言わされたから郵政

側から文書が来た、その中には、いわゆる放送法

の理解、これが、チーフディレクターの発言とい

うのはおかしいんじゃないのかということ、返

事が来なかつた、この二点だつたと。

放送法の理解について、これが果たして、ま

た、ディレクターも含めてきちんと理解をされて

いるのかどうか、これがガバナンスの問題である

といふになつて、そこで議論がされたということ

であつて、その前段のS N Sがどうしたこう

したという話は、放送法の理解とは関係ないん

じないです。

○森下参考人　先ほどから御説明しておりますよ

うに、どうしてチーフプロデューサーがそういう

発言をしたのか、なぜ、せつかくN H Kのつくつた公式ツイッター、七月七日、十日、これを相手

側が削除を申し入れるようになつたのか、そこで取材トラブルが起つて、その中でチーフプロ

デューサーが番組制作に会長は関与しないという

発言をしたということが問題になつたわけであります。

ですから、私どもとしては、どうしてそういう

発言になつたのがという環境状況を理解する必要があるということで、そういう意味で、そのS

N Sの動画というの是一体どういうものなのか、それから、一回目、四月に放送されたものもありま

して、そういう申入れに至つたかを、状況を把握

する必要があつたということで、非公表を前提にそ

うしてそういうトラブルになつてしまつて、結果的に

チーフプロデューサーがそういう発言をすること

に至つたのか、それを理解するために自由な意見

交換をしたということをございまして、単純にそ

相手側とトラブルになつてしまつて、結果的に

チーフプロデューサーがそういう発言をすること

に至つたのか、それを理解するために自由な意見

交換をしたということをございまして、いかなかつた。

だから、環境状況を、できるだけ私どもが、十

二名の委員が情報共有して、お互に意見を交換

して、状況を把握した上でガバナンスについての

議論をするということで行つたものでございま

す。

以上です。

○吉川(元)委員　その前段の話じゃなくて、放送

法の理解が末端まで行き届いていないということ

で厳重注意したんじゃないですか。その問題で

ショウ、議論すべきことは。

それは、その中でいろんな議論はあつたかもわ

かりませんけれども、前段のそのS N Sがどうし

たこうしたという話というのは、今回の郵政の中

に書かれていたんですか。書かれていたか書かれ

ていないかだけをお答えください。

○森下参考人　お答えいたします。

十月五日の郵政省の文書からは、はつきりと書

かれております。「クローズアップ現代+」のSNS動画について削除を申し入れた、そういうふたこといろいろ問題があつたんだということが明確に書かれておりまして、その段階でチーフプロデューサーがこういう発言をしたので、これは問題じゃないか、それは経営委員会として指導すべきじゃないか、そういう文書をいたいたいうことであります。ですから、なぜそういう発言になつたのかというのを経営委員会としては解明したかったということです。

○吉川(元)委員 十月二十三日、先ほど長尾委員も紹介されておりましたが、この森下さん、経営委員長代行の発言というのは、明らかに放送法に抵触をする中身であつて、個別の放送内容、編集権に介入するような中身であります。取材の方法も含めて、これはおかしいといふようなことを言つておられて、先ほども紹介がありましたけれども、番組の取材は稚拙といふか取材行為がない、ネットの情報が偏っている、つくり方の問題だ、だから統編もやらなくなつた、こういう発言をされているわけですよ。

これは明らかに私は放送法に違反する中身だといふふに思いますし、この毎日新聞で報じられた中身について、これが本当なのかうそなのか、これは明らかにしなきやいけないと思いますし、少なくともこの発言というのは、森下経営委員長、当時の委員長代行として、この経営委員会の中で発言されているわけです。

自由闊達な議論をするために非公表にしたと。だけれども、場合によっては、これがいわゆる放送法に抵触をする中身の可能性がある、しかもその本人であるということを考えれば、この場で、この発言を自分はしたのかしていないのか。先ほどいいですよ、そのSNS、前段の登言、前段の情報を共有するために議論したんだと言うんだつたらそれはそれで結構ですが、しかし、この発言をしたのかしていないのか、この点についてこの場で明らかにしてもらえませんか。

○森下参考人 お答えいたします。

先ほど私が発言した中で、郵政三社と言つべきところを郵政省と言つたようありますので、そこは訂正をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

先ほど議論がありましたが、私どもは、この新聞報道は、先ほどの十月二十三日の議論の、自由な議論の中に関するものだろうというように思いましたが、あくまでも、それは、環境はどういう状況だったのかという議論をするために、七月七日、十日のSNS動画について、それを相手がどうして削除しろと言うようになったのか、なぜそういう意見交換をいたしました。情報交換をいたしました。

そういう中で、これはこういうことではなかつたのか、あいいうことはなかつたのかといふ意見交換をしたということでありまして、あくまでも、それは七月七日、十日の番組についての感想、意見でありまして、私どもは、放送法第三十一条の規定のとおり、経営委員会が番組の編集に関与できないことは十分承知しておりますので、具体的な制作手法に指示したものではありません。

それと、私の発言につきましても、本件、これは、経営委員会としては、そういう自由な意見交換の部分については非公表とするということで決めておりまして、私の発言であります。それについて個別にコメントすることは差し控えさせていただきたいと思つたのですが、それでも、いざれにしまして、それは先ほどの、なぜ七日、十日のSNS動画に意見や感想を述べた段階で言つております。○森下参考人 先ほど来お話ししておりますが、これはあくまでも、七月七日、十日のSNS動画に関する意見や感想を述べた段階で言つておりますので、私どもとしては、単なる意見や感想の中の範囲。七月七日、十日の動画に関することでありますので、放送法三十二条の規定のとおり、経営委員会が番組の編集に関与していないということは十分認識しております。

そういった意味では、具体的な制作手法等について指示したものではありませんので、あくまで先ほどの、状況を把握するために自由な意見交換をした中の意見だということで御理解いただきたいたいと思います。(吉川(元)委員「ちょっと、ちゃんと答えてください」と呼ぶ)

○大口委員長 吉川君。(発言する者あり)

○森下参考人 お答えをいたします。

従来から非公表を前提としてやつておりますの編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない。第三条は何と書いてあるかといったら、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることはない。」このように書かれている。この三十二条に違反しているのではないかというふうな疑念が出されているわけですよ。これは森下さんの名譽にもかかることでありますし、そしてNHK経営委員会、そしてNHK全体にもかかる問題なんですよ。

ですから、こうした発言をしたのかしていかれることか。ほかの経営委員の方については、それはもちろん、この場で言うことはできないかもわかりませんけれども、御自身が発言をしたというふうに、このように報じられている以上、この発言が本当にあつたのかなかつたのか、これははつきりして下さいよ。

○大口委員長 この際、一言申し上げます。

森下参考人におかれましては、質問の趣旨に対して簡潔明瞭な御答弁をお願いいたしたいと思います。

○森下参考人 先ほど来お話ししておりますが、これはあくまでも、七月七日、十日のSNS動画に関する意見や感想を述べた段階で言つておりますので、私どもとしては、単なる意見や感想の中の範囲。七月七日、十日の動画に関することでありますので、放送法三十二条の規定のとおり、経営委員会が番組の編集に関与していないということは十分認識しております。

時間がないので、もうこれで終わりますけれども、非公表にしているから言えないというのであれば、公表してください。これは前々から他の委員も含めて要求をしていることがありますし、先ほど長尾委員からも指摘がありましたけれども、経営委員会の議事録というのは公表が原則ですから、そして、なおかつ、このような疑いが持たれている以上、それを晴らすためにも、この議事録の公開、経営委員長、どうですか、この点は。

○森下参考人 まことに申しわけございませんが、経営委員会は十二名の合議体でございますので、十二名で非公表と決めておりますので、ここで勝手に説明することはできることではありませんので、よろしく御理解いただきたいと思います。

いずれにしましても、これは、既に放送された四月の番組、あるいは、七月七日、十日のSNS動画について意見を述べ合つた、要するに、過去の番組について、先ほど言いました、どこに取材す。

<p>トラブルの問題があつたのかということを議論するためいろいろ意見を出し合つたという部分でございますので、私どもは、そういうた意味では、番組の編集に関与できないことは十分認識しておりますので、そういう意味で、過去の問題について分析をした、その中の意見交換などとありますので、第三十二条の規定で、具体的な制作手法等について指示したものではありません。</p> <p>そういうつたものでは、自主自律や番組の編集の自由を損なうという事実はなかつたものと思っております。</p>
<p>○吉川(元)委員 もう、ちょっと話にならないですよ。</p>
<p>今発言されたのをもう一回速記録を見て調べますけれども、今後の分析、つまり、今後の取材のあり方等々について経営委員会が今回のトラブルをめぐつて分析をした、そして、今後こういうことがないようにするためにはどうこうと、まさにこれは編集権の侵害じゃないですか。きょうの今の答弁だつておかしいんですよ。</p>
<p>だとすれば、ちょっともう、ほかにコロナをやりたいので、ぜひ、先ほど言つたとおり、議事録を公開する気はないと言ひますけれども、もう一回、じゃ、十二人で集まつて、こういうふうにN HKが疑惑の目で見られているんだから、きちんとそれを晴らすためにも議事録を公開しようということをもう一回提起してくださいよ、経営委員会の中です。どうですか。</p>
<p>○森下参考人 お答えいたします。</p>
<p>経営委員会は自由な意見交換が必要なところがありますので、内規に従つて、必要な部分についてはやはり非公開で行わないといけないということとあります。</p>
<p>今回、これにつきましては、重要なところは、あくまでも非公表ということで議論をしておりまますので、今回、会長を注意したということに対し、非常に重要なことで、それに関しては議事録経過</p>
<p>を公表いたしましたが、そういう意味では、議事録を公開するということについては御理解をいただきたいというふうに思います。</p>
<p>○吉川(元)委員 十二人で決めたというんだつたら、十二人でもう一回話し合つて、こういう報道も出たことだから、疑惑を晴らすためにも、放送法に違反していないというのであれば、議事録を公開すればいいじゃないですか。何でそれをしないんですか。</p>
<p>委員長、ぜひ、本当に、この後、三月になればN HK予算を審議しなきゃいけないんですよ。そのためにも必要な事項だというふうに思いますが、ぜひ、議事録の公開これを求めていただきたいというふうに思います。</p>
<p>○大口委員長 理事会で協議いたします。</p>
<p>○吉川(元)委員 もう、ちょっと時間がないので、コロナの方に移らせていただきたいというふうに思います。</p>
<p>○吉川(元)委員 もう、ちょっと時間がないので、コロナの方に移らせていただきたいというふうに思います。</p>
<p>○吉川(元)委員 もう、ちょっと時間がないので、コロナの方に移らせていただきたいというふうに思います。</p>
<p>○吉永政府参考人 具体的に申し上げますと、感染症指定医療機関の感染症の空きベッド千三百と、二月二十二日の時点で報告のあった感染症医療機関の十六府県の一般病床の空きベッド四千以上と合わせ、五千以上という御発言をいたいたいたいといふうに思いました。</p>
<p>○吉永政府参考人 具体的に申し上げますと、感染症指定医療機関の感染症の空きベッド千三百と、二月二十二日の時点で報告のあった感染症医療機関の十六府県の一般病床の空きベッド四千以上と合わせ、五千以上という御発言をいたいたいたいといふうに思いました。</p>
<p>○吉永政府参考人 具体的に申し上げますと、感染症指定医療機関の感染症の空きベッド千三百と、二月二十二日の時点で報告のあった感染症医療機関の十六府県の一般病床の空きベッド四千以上と合わせ、五千以上という御発言をいたいたいたいといふうに思いました。</p>

正社員の場合は特別休暇、非常勤については有給の年次休暇以外の休暇を付与されるということで、対象については、職員に感染のおそれがある場合、又はその家族に症状が見られる場合、一齐体校で子供の世話をしなければならない、この通りなんですけれども、自治体の場合、とりわけ臨時、非常勤の方については、イベントの自粛要請や一齊休校等々によって業務が縮小されることにより、休業を余儀なくされるケースが生じている。先ほど言つた三つのケース以外の形での休業が余儀なくされるケースが生じているというふうに聞いております。

この場合、このケースも有給の休暇の対象となるのかどうか、総務省の見解を教えてください。

○大臣政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、いわゆる出勤困難休暇について、災害等の特別事情により、本来勤務すべき時間に勤務しないことを認めるものでございますが、今般、新型コロナウイルス対策等に伴う小学校の臨時休業に伴う子の世話をを行う必要がある場合についてこの対象とすることを、人事院の通知を踏まえて、地方公務員についても同様の対応を通知したところでございます。

御指摘のイベント自粛や学校の一齊休校に伴う業務の縮小による場合には、できるだけ働く場の確保に努めいただきたいと考えておりますが、仮に休業とする場合には、職員の勤務すべき時間が生じないものでございまして、そこにこの休暇制度を適用することは想定されないものでございます。

○吉川(元)委員 三つのケースに当てはまらないということなんですか、ただ、これはどう考えてもそこで働いている方々の責を負うべきものではないということも含めて、これはしっかりと対応をしていただきたいというふうに思いました。

あと、もう一つですけれども、関連して聞くんですが、人事院通知では、正社員は特別休暇、非常勤職員は有給の年次休暇以外の休暇が付与され

ることになりますが、自治体段階になりますと、臨時、非常勤職員については、年次有給休暇以外に有給の休暇制度を条例で設けていないケースが少なからず存在しているというふうに聞いております。

本来、地方自治の観点からすると、国からの技術的助言というものは最小限にとどめるのが原則だというふうに思いますが、今回の新型コロナウイルス対策という特殊な条件のもとで、条例による規定がないからという理由で無給扱いになり、臨時、非常勤職員だけが不利をこうむることは避けほしいというふうに考えますが、総務省としてはいかがお考えでしょうか。

○高市国務大臣 地方公共団体の非常勤職員の勤務条件につきましては、常勤職員と同様に国家公務員に準拠して定める必要がある旨、地方公務員法第二十四条第四項に定められております。

いわゆる出勤困難休暇についても、国家公務員に準拠して定める必要がある旨、地方公務員法第二十四条第四項に定められております。

同様の対応を地方公共団体にとっていただきたいことなどで通知を発出いたしましたが、今、吉川委員から御指摘のようなケースが具体的にあるのであれば、これは、一度通知は発出しているん

ですが、ちょうど地方議会も開かれている時期でございますし、更に適切な対応をしていただきたいところでございます。

○吉川(元)委員 よろしくお願いしたいと思います。

条例主義ということで、今大臣、お話し下さいます。

条例主義ということで、今大臣、お話し下さいます。しかし、まだ、これが、きょう、う話をありますので、しかも、これは、(元)吉川委員から御指摘のようないふうなホームのあれば、これは、一度通知は発出しているん

ですが、ちょうど地方議会も開かれている時期でございますし、更に適切な対応をしていただきたいところでございます。

が、学校では、非常勤講師については、これは授業がないからということで無給にするということではなくて、いろいろなその他の用務を含めてあるということで、有給といいますか、職場に来ていただいて働いてもらうというようなこともされているという話も聞いておりますが、ぜひ、この点についてはいかがでしょうか。

○高市国務大臣 確かに、学校休業に伴つて業務が停止となる、又は施設が一時閉鎖されるといったことも考えられます。

感染症の拡大防止のための新たな業務が広範に生じることも想定されますので、地方公共団体では、組織全体として、必要な業務体制を構築していくことが重要だと考えております。

例えば、停止された業務に係る職員を他の業務に臨時に充てるといった措置を講じることで、全體としての業務体制を強化していただき、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図つていただきことが望ましいと考えておりますので、地方公共団体に対して速やかに通知を発出し、助言を行つてまいります。

○吉川(元)委員 よろしくお願いしたいと思います。

それに関連して、新たな助成金、上限八千三百三十円というふうに言われておりますが、これについて一点お聞きしたいんですけど、公立病院等、公営企業の職員が臨時休業によつて子供の面倒を見るために休業し、有給の休暇を取得した場合、この新たな助成金の支給対象となるのかどうか、この点、いかがでしょうか。

○本多政府参考人 お答え申し上げます。

二月二十九日に総理から示された方針を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止策といたしまして臨時休業した小学校等に通う子や風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子の世話をを行うために、労働基準法上の年

が、学校では、非常勤講師については、これは授業がないからということで無給にするということではなくて、いろいろなその他の用務を含めてあるということで、有給といいますか、職場に来ていただいて働いてもらうというようなこともされているという話も聞いておりますが、ぜひ、この点についてはいかがでしょうか。

○吉川(元)委員 本当にこれも急いでやつていた点についてはいかがでしょうか。

○高市国務大臣 確かに、学校休業に伴つて業務が停止となる、又は施設が一時閉鎖されるといったことも考えられます。

感染症の拡大防止のための新たな業務が広範に生じることも想定されますので、地方公共団体では、組織全体として、必要な業務体制を構築していくことが重要だと考えております。

例えば、停止された業務に係る職員を他の業務に臨時に充てるといった措置を講じることで、全體としての業務体制を強化していただき、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図つていただきることが望ましいと考えておりますので、地方公共団体に対して速やかに通知を発出し、助言を行つてまいります。

厚労省のホームページ、企業向けのQアンドAでは、新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのように気をつければよいでしょうか、こういうQアンドAが設けられておりまして、その上で、賃金の支払いについて

は、労基法第二十六条の使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当、百分の六十以上を支払わなければならぬとされています、こういうふうなホームページでのQアンドAがありました。

これは紹介をされているというだけなんです

が、例えば、地方の競艇、競輪、地方競馬、オートレース、こういった公営企業でも、レース自体は行うけれども、プロ野球なんかの今のオーブン戦でも同じようなことをやられておりますし、どうやら春の甲子園も同様のものが行われるという

ことがあります。が、いわゆる無観客という措置がとられている。そうしますと、例えば今言つた、これはほかもそうだと思いますが、公営競技場で

働く従業員について、観客がないがゆえに仕事がないということで出勤停止のケースが出てく

る、あるいは実際に出ているというふうにも聞いております。

今、こうしたいわゆる無観客でやつた場合に、これはイベントのいわゆる自粛要請に基づくものだというふうに思いますが、それに基づく休

業が使用者の責に帰すべき事案かどうか、これについては、このホームページのQアンドAを見てよくわからないというか書いていない、解釈がされていないということあります。

今回、このイベントの自肅要請がされ、最終的に無観客レースという判断、無観客で行うというふうに公営競技においてなった場合に、これは、公営競技の施行者であることを考えれば、使用者の責に帰すべき事案、つまり、レースそのものはやるけれども、お客さんを入れるか入れないかは、判断は公営競技をやる施行者の判断だというふうに考えれば、これは使用者の責に帰すべき事案といふうにも考えられますが、この点、どのように解釈されておられますか。

○村山政府参考人 お答え申し上げます。

労働基準法二十六条规定では、ただいま委員から御指摘ございましたように、使用者の責めに帰すべき事由による休業であれば、使用者は、休業手当を支払わなければならないこととされております。

労働基準法に言います使用者の責に帰すべき事由による休業とは、民法上の過失責任原則よりも広く、経営上の障害も不可抗力に該当しない限り含まれるものであるという解釈、これは定着しているところかといふうに存じます。

その上で、ただいま御指摘ございました、政府等の要請を受けた公営競技が無観客レースとなつた結果、労働者に行われる業務がなくなり、その労働者の方を休業させた場合に、これが使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するか否かにつきましては、要請もさまざまなものがあるかといふうに思ひますし、さらに、それに加えまして、他の代替手段の可能性でございますとか、あるいはそうした無観客レースとする方針決定からの期間でございますとか、他の業務につかせるなど使用者としての休業回避のための具体的な努力でござりますとか、そつしたもの総合的に勘案して個別に判断する必要があるものというふうに考えております。

業が使用者の責に帰すべき事案かどうか、これについてもよくわからないというか書いていない、解釈がされていないということあります。

今回、このイベントの自肅要請がされ、最終的に無観客レースという判断、無観客で行うというふうに公営競技においてなった場合に、これは、公営競技の施行者であることを考えれば、使用者の責に帰すべき事案、つまり、レースそのものはやるけれども、お客さんを入れるか入れないかは、判断は公営競技をやる施行者の判断だというふうに考えれば、これは使用者の責に帰すべき事案といふうにも考えられますが、この点、どのように解釈されておられますか。

○吉川(元)委員 何でこいつを言うかといふよろしくお願ひします。

○吉川(元)委員 何でこいつを言うかといふよろしくお願ひします。

うと、例えば公営企業の従業員、極めてこれは特種な雇用形態になつております。労働条件は条例で定めておりますけれども、雇用責任は自治体に属するといふうに思います。実際、公営競技としては、毎日、年間ずっと続けられているわけではなくて、いわゆるそういう競技を行う日に限つて雇用されるわけでありますし、開催日、例えは三日連続行われたとすれば、三日ごとに源泉徴収と賃金が一緒に渡される、勤務については、おおむね半年後のレースまで勤務日程が組まれている、こういうふうに聞いております。

そのことを考えると、今回、仮に、こうした無観客でのレースが行われた場合に、仕事がないので来なくていいですよということになつてしまいまますと、ただでさえ不安定な従業者の所得にこれは大きな打撃を与えるんだというふうに思いますが、そのことを考慮すれば、私は、百分の六十といふのは最低のラインだといふうに思います

○大口委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

きょうは、新型コロナウイルス感染症の問題について質問をさせていただきたいというふうに思います。

亡くなられた方々に、心からの哀悼の意を申し上げたいといふうに思います。また、罹患をされた方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思

います。また、日々この問題で奮闘されている方々に、心からの敬意と感謝を申し上げたいといふうに思います。

きょうは、障害を持つた子供たちが通う放課後等デイサービスの問題についてまず御質問をさせ

ています。また、日々この問題で奮闘されている方々に、心からの敬意と感謝を申し上げたいといふうに思います。

○本村委員 非常に重要な役割を果たしていただ

いています。また、日々この問題で奮闘されている方々に、心からの敬意と感謝を申し上げたいといふうに思います。

○本村委員 非常に重要な役割を果たしていただ

いています。また、日々この問題で奮闘されている方々に、心からの敬意と感謝を申し上げたいといふうに思います。

○橋本政府参考人 放課後等デイサービスでござりますが、これは、障害のある子供たちの健全な育成を図り、また、発達の保障をする観点からも、大変重要なサービスでございます。

また、事業の縮小等に伴う影響につきまして、その対応については、休業手当に関する検討のみならず、開催をしておりますので、業務内容やそ

の場所、方法の変更を工夫して、業務研修の実施などによりまして、引き続き公営競技従事者が働く場を確保できるよう検討するなど、組織全体として必要な業務体制を構築していくことが重要であると考えております。

総務省としては、地方公共団体に対しまして、先ほど大臣から答弁いたしましたとおり、この趣旨を踏まえた通知を発出して、対応を求めていきます。

○吉川(元)委員 時間が参りましたので、終わります。

○大村政府参考人 お答えいたします。

労働基準法に定めます休業手当制度は、地方公務員の公営競技従事職員でありますけれども、労働基準法上の労働者でありますれば適用されるものでございまして、使用者の責に帰すべき事由による休業につきましては平均賃金の百分の六十以上の休業手当を支給する必要があるところは、先ほど厚労省からお話をあつたところでございます。

○大村政府参考人 お答えいたします。

労働基準法に定めます休業手当制度は、地方公務員の公営競技従事職員でありますけれども、労働基準法上の労働者でありますれば適用されるものでございまして、使用者の責に帰すべき事由による休業につきましては平均賃金の百分の六十以上の休業手当を支給する必要があるところは、先ほど

お話をあつたところでございます。

○大村政府参考人 お答えいたします。

労働基準法に定めます休業手当制度は、地方公務員の公営競技従事職員でありますけれども、労働基準法上の労働者でありますれば適用されるものでございまして、使用者の責に帰すべき事由による休業につきましては平均賃金の百分の六十以上の休業手当を支給する必要があるところは、先ほど

お話をあつたところでございます。

○大村政府参考人 お答えいたします。

労働基準法に定めます休業手当制度は、地方公

型コロナウイルスの問題で倒産やあるいは廃業追い込まれてはならないということで、まずそのことを御答弁いただきたいといふうに思いました。

○橋本政府参考人 放課後等デイサービスでござりますが、これは、障害のある子供たちの健全な育成を図り、また、発達の保障をする観点からも、大変重要なサービスでございます。

放課後等デイサービスガイドラインというのがございますが、この中で、放課後等デイサービスの基本的な役割として、子供の最善の利益の保障、それから、専門的な知識経験に基づき支援するなど共生社会の実現に向けた後方支援、そして、三つ目といたしまして、子育ての悩み等に対する相談などの保護者支援、こういったことが盛り込まれているところでございます。

このたびの学校の一斉臨時休業に当たりまして、子供の居場所の確保のために、放課後等デイサービスの事業所には長時間の開所ということをお願いしているところでございます。

私もどとしても、厚労省としても、人員、施設設備、運営基準等について柔軟な取扱いを可能とするという取扱いをしているところでございまして、いろいろ厳しい状況の中で御苦勞をおかけしているわけでございますけれども、関係者の方々には、何とぞ御理解をいただきながら、子供たちのために御努力をいただきたいといふうに考えております。

○本村委員 非常に重要な役割を果たしていただ

いています。また、日々この問題で奮闘されている方々に、心からの敬意と感謝を申し上げたいといふうに思います。

○本村委員 非常に重要な役割を果たしていただ

いています。また、日々この問題で奮闘されている方々に、心からの敬意と感謝を申し上げたいといふうに思います。

としては収入が激減をして、これが続けば事業所を閉めなければならないのではないかということでおもで、大変心配をされておられました。

医療的ケアが必要な子供さんの支援ですので、看護師さんや理学療法士の有資格の方々がいらっしゃるということで、そのため人件費がかかる事業所ということになつてまいります。今回の新型コロナウイルス対策でキャンセルが相次いだ場合でも、厚労省の方から、訪問事業を行つた場合は通常どおりの報酬の対象になるというようなことなんですねけれども、そもそも、重度・重症心身障害児の子たちは、児童デイとは別に、別の事業所で訪問看護ですか訪問入浴サービスですか、こういうものを受けております。ですから、訪問事業はニーズがないということで事業所としては判断をされております。

この自治体の中では、重症の心身障害児のデイサービスの中でも本当に中心的な役割を果たしていただいている事業所で、そこがなくなつてしまえば、本当に子供たちも親御さんも困つてしまつて、ということになつてしまします。新型コロナウイルスの対応で突然の休校要請、キャンセル、急遽の段取りということで、本当に寝る暇もなく奮闘されている方々でござります。地域で果たしてきただけないというふうに思つております。

訪問事業はできない場合でも、電話とか、電話かけられたいというふうに思つます。医療的ケアが必要な重症心身障害児のデイサービスが維持できるように、潰れることがないよう支援をするべきだというふうに思いますけれども、答弁お願いしたいと思います。

○橋本政府参考人 今委員御指摘の点につきましては、二月二十日に出しました事務連絡の中で明示しているところでございますが、いろいろな休業要請を受けて休業した場合ですか、あ

るいは職員、児童が新型コロナウイルスに感染するおそれがあるため、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないというふうに市町村が避ける場合ですとか、あるいは、これは二月二十八日の事務連絡により更に明確化した点でございますが、児童が新型コロナウイルスに感染することを恐れて事業所を欠席した場合、こういった

ことを恐れて事業所を欠席した場合、こういった場合等におきましては、児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行つたと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬を算定する、こういった特例的な取扱いを認めたところでございます。

この取扱いをございますが、必ずしも訪問と電話連絡の両方を要件とするものではございませんで、居宅への訪問あるいは音声通話、スカイプ等によりまして、児童の特性に合わせて提供されることが望ましいというふうに考えております。

なお、通常サービスと同等のサービスを提供するという観点からのものでござりますので、保護者や本人への支援として、音声通話やスカイプにより、保護者や本人の声とか表情とか、そういうものから思いを酌み取りながら、必要な助言などを行うということを想定しております。

したがいまして、聴覚障害者のよう日ごろからメールでコミュニケーションをとっているよう

なケースについてはメールの対応もあり得るかどを行つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

支援員の方々の御苦勞も物すごく痛感をしてきたわけですから、厚生労働省からは、休校に伴つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

支援員の方々の御苦勞も物すごく痛感をしてきたわけですから、厚生労働省からは、休校に伴つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

支援員の方々の御苦勞も物すごく痛感をしてきたわけですから、厚生労働省からは、休校に伴つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

私は伺ったのは、ちょうど名古屋市が休校になつた日でございまして、その日も定員いっぱい

ふうに思います。

次に、名古屋市の事業所のお話なんですが、障害児のデイサービスをやつてある事業所にお話を伺つてまいりました。

私が伺つたのは、ちょうど名古屋市が休校になつた日でございまして、その日も定員いっぱい子供さんが来てみました。さまざま障害がある子供さんがみえますので、マンツーマンで支援をする子供さん、あるいは子供さん二人に対して職員さん一人という支援をしておりまして、本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

支援員の方々の御苦勞も物すごく痛感をしてきたわけですから、厚生労働省からは、休校に伴つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

私は伺つたのは、ちょうど名古屋市が休校になつた日でございまして、その日も定員いっぱい

思ひますので、そういうふたものを受けまして、遅延する場合ですとか、あるいは、これは二月二十八日の事務連絡により更に明確化した点でござりますが、児童が新型コロナウイルスに感染することを恐れて事業所を欠席した場合、こういった

ことを恐れて事業所を欠席した場合、こういった場合等におきましては、児童の居宅等において健

康管理や相談支援等のできる限りの支援を行つたと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬を算定する、こういった特例的な取扱いを認めたところでございます。

この取扱いをございますが、必ずしも訪問と電話連絡の両方を要件とするものではございませんで、居宅への訪問あるいは音声通話、スカイプ等によりまして、児童の特性に合わせて提供されることが望ましいというふうに考えております。

なお、通常サービスと同等のサービスを提供するという観点からのものでござりますので、保護者や本人への支援として、音声通話やスカイプによりまして、児童の特性に合わせて提供されることが望ましいというふうに考えております。

者や本人への支援として、音声通話やスカイプにより、保護者や本人の声とか表情とか、そういうものから思いを酌み取りながら、必要な助言などを行うということを想定しております。

したがいまして、聴覚障害者のよう日ごろからメールでコミュニケーションをとっているよう

なケースについてはメールの対応もあり得るかどを行つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

支援員の方々の御苦勞も物すごく痛感をしてきたわけですから、厚生労働省からは、休校に伴つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

支援員の方々の御苦勞も物すごく痛感をしてきたわけですから、厚生労働省からは、休校に伴つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

支援員の方々の御苦勞も物すごく痛感をしてきたわけですから、厚生労働省からは、休校に伴つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

支援員の方々の御苦勞も物すごく痛感をしてきたわけですから、厚生労働省からは、休校に伴つて、先ほども言われましたように長時間開

所、衛生管理、こういう連絡が来たそうですが、学校よりも密集したところで、感染は本当に元気な子供たちの声が飛び交つている。

私は伺つたのは、ちょうど名古屋市が休校になつた日でございまして、その日も定員いっぱい

いますけれども、答弁お願いしたいと思います。

○橋本政府参考人 今般の新型コロナウイルスへの対応に当たりまして、放課後等デイサービスを含め、障害福祉サービスの事業所の皆様方に対しましては、基本的な感染症対策としまして、正しい手洗いですとかあるいは消毒の方法などを示しました。保育所における感染症対策ガイドラインあるいは高齢者介護施設における感染症対策マニュアルを御参照いただきたい、そういう旨を関係団体や地方自治体に対して繰り返し周知をさせていただきました。すなわち、こういった基本的な感染症対策というものは、保育所であれ、高齢者施設であれ、障害者施設であれ同じということをご存じます。

○本村委員

絶対に潰すことがないように、この

新型コロナウイルス対策で困難になつて潰れるこ

とがないように支援を講じていただきたいとい

うふうに思います。

○本村委員

絶対に潰すことがないように、この

新型コロナウイルス対策で困難になつて潰れるこ

とがないように支援を講じていただきたいとい

うふうに思います。

○本村委員

絶対に潰すことがないように、この

新型コロナウイルス対策で困難になつて潰れるこ

とがないように支援を講じていただきたいとい

うふうに思います。

潰してはいけませんから、当然休業補償というものがべきだというふうに思ひますけれども、答半をう頃のことを思ひます。

○橋本政府参考人 先ほど申し上げましたように、二月二十日にお示ししました事務連絡の中で、都道府県からの要請を受けて休業する場合とか、あるいは、職員、児童が新型コロナウイルスに感染するおそれがあるために事業所での支援を避けることがやむを得ないというふうに市町村が認める場合などにおきまして、その事業所のところに集まるということではなくて、利用者の居宅や電話などで健康管理や相談支援を行えば通常の報酬の対象とするという特例的な取扱いをしております。

この取扱いにつきましては、主に重症心身障害児などを受け入れるような、そういうた重度障害児を対象とする事業所であれ、それ以外の事業所であれ、障害福祉の事業所につきましては同様に適用されるものでございます。

○本村委員 厚生労働省が、三月三日付で「放課後等デイサービスQ&A」を出されているんですねけれども、その六ページのところに、「健康管理や相談支援等、市町村が認めた同等のサービスを提供した場合には、通常どおりの利用者負担が発生する」というふうに書かれております。「デイサービスの事業所が、通えない利用者さんに電話などで対応した場合も、通つてない利用者さんが負担をしなければならないというのは、なかなか納得のいくものではないというふうに思うわけですがござります。

○キャンセルをした場合ですか、休業しなけれ  
ばいけないときですか、そうした場合は、利用者さんの負担がないように、その分は公費で負担をするということが必要だと思いませんけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○橋本政府参考人 先ほど申し上げましたような都道府県からの休業の要請などのケースにおきましては、利用者の居宅や電話などでの健康管理、相談支援ということが通常の報酬の対象となるとい

うことでござります。通常の報酬の対象になるということは、すなわちそれは必要なサービスを提供しているということが前提であり、したがつてまた、利用者の立場から見れば必要なサービスを受けているということが前提になるわけでござります。

したがいまして、このような場合における利用者は負担について、これを公費で補填するというところは考えておりませんが、既に放課後等デイサービスを利用する際の利用者負担につきましては、所得に応じて一月当たりの負担限度額というものを設定しております。例えば、市町村民税非課税世帯のような低所得世帯であれば無料でござります。こういったように、所得に応じて経済的負担の軽減を図っているところでございます。

電話等で建康管理や相談支援を行うことにより

利用者負担が発生するという点につきましては、ぜひ保護者の方々に丁寧に御説明いただくとともに、放課後等デイサービスを使わないことで自宅で問題が生じていないか、そういうことにつきまして保護者や本人からのお話を丁寧に聞いていただいて、必要に応じて助言するような、そろいつた対応を行つていただきたいと考えております。

○本村委員 利用者負担をなくすということで、ぜひ検討していただきたいというふうに思いました。

根本的なところなんですが、放課後等デイサービス、そもそも長期休暇は赤字になるそうでございます。ですから、今回の原則開所の措置では赤字は必至だというふうにおっしゃられておりました。

期休暇も黒字でやつていいけるように報酬上するべきじゃないかというふうに思いますけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

に、放課後等デイサービスにおきましては大幅に利用者数や給付費が増加しております。また、その一方で、質の低い事業所も存在してはいるというふう

の一部で質の低い事業用車両も存在していました。こともかねてから指摘されておりました。

また、平成二十九年経営実態調査の中で見ますと、障害福祉サービス全体の平均収支差率がプラスの五・九%というものの比べまして、放課後等デイサービスで見ますと一〇・九%と、全体よりも高い状況でございました。

こういった状況などを総合的に踏まえまして、平成三十年度の障害福祉サービス等報酬改定の中では、支援内容の適正化ということと質の向上と、いうことを目的といたしまして、一つは、障害児の状態像を勘案した指標を設けまして、各事業所

の利用者のうち基準に該当する子供たちが占める割合に応じて報酬区分を設定する仕組みを導入する、これが一つでございます。二つ目といたしまして、あわせて、児童指導員等を基準よりも多く配置した場合の加算の拡充など、手厚い支援を行っている事業所を評価することといたしましてた。

令和三年四月に予定されております次の報酬改定に向けた議論が今後本格化していくわけでございますけれども、この三十年の報酬改定の中でも、サービスの質を踏まえた報酬単価の設定といふことが今後の課題として挙げられております。令和三年に予定している報酬改定に当たりましては、こういったことに係ります調査研究事業の成果ですか、あるいは各団体からのヒアリングですか、あるいは令和一年度に実施する経営実態調査の結果ですか、さらには報酬改定検討チームでの議論、こういったものなどを踏まえまして、適切な報酬体系について今後十分議論してまいりたいと考えております。

○本村委員 私が伺ったデイサービスは、お迎えに行つたりもするんですけれども、御家庭にもお迎えに行つたりもするんですけれども、御家庭にお迎えに行つて、長期休暇のときも御自宅にお迎えに行つて、そして重複の障害を持つた方にはマンツーマンで

支援をしなければならないなど、人的配置が配慮をされているというふうに私は思いました。やはりそういうところが長期休暇は赤字になるというようなことは絶対にあってはならないと、いうふうに思いますので、次期改定で検討するといふふうにおっしゃられているんですけれども、ぜひ早急に改善していただきたいというふうに思っております。適切な人員配置ができるよう報酬にしてほしいということを切に願つております。

今、そういう手厚い支援をしているデイサービスですけれども、毎年赤字か黒字か本当にぎりぎりというところで、こういう手厚い支援をやつている事業者さんなどが集まっている団体の皆さんがいるんですけれども、障害のある子どもの放課後保障全国連絡会の皆様の調査では、この間の報酬改定で八割の事業所が減収となり、人件費の節約をするという事態になつております。人件費を節約するというふうになれば人が集まらないということになつて、また悪循環になつていくわけでございます。

厚生労働省で、先ほども調査の結果を述べられたんですけども、ぜひともこの全国放課後連の皆様の声も聞いていただきたいというふうに思っています。厚生労働省の調査も来るんだけれども、大きくなない事業所というのは子供たちの支援で手いっぱいです。人手がなくて調査に答えることもなかなか難しいというふうに聞いております。

そういう中で、八割の事業者の方が減収だとうふうになつたり、あるいは事業所をもうやめるという事業所もあるそうでございます。

こういう事態では、子供たちあるいは保護者の皆さんのが安心できなくなってしまうわけですから、ぜひとも、こうした、大きいところではない、経営基盤が十分とは言えない、それでも手厚い支援をしているというところについてもしっかりと声を聞いていただきたいというふうに思いました。

や、報酬は少なくとも改定前程度に引き上げほしいというお声を上げておられます。こうした声もちゃんと聞いていただけますねということを確認させていただきたいと思います。

○橋本政府参考人 先ほど、平成二十九年経営実態調査の結果の数字を申し上げたわけでございますが、その後、平成三十年改定を挟んだ形で、令和元年障害福祉サービス等経営概況調査というのを行つております。

この中で見ますと、放課後等デイサービスについて見ると、平成二十九年度決算ではプラス九・一%という状況でございましたが、平成三十年度決算におきましてはプラス一・〇%ということになつてございまして、平成二十九年度の決算よりも高い結果が出てございます。また、これは、障害福祉サービス事業所全体の平均がプラス三・九%であることと比べますと、大変大きく上回る結果というふうになつてございます。

もちろん、この結果に対する見方もさまざまございましょうし、また、この結果をもつて何かを決めるというふうなことはございませんけれども、経営概況調査の結果としてこのような数字が出ているということは、事実として申し上げさせていただきたいたいと思います。

その上で、令和三年の次期の改定に向けては、現在パブリックコメント中である令和三年度からの障害福祉計画や障害児福祉計画のための基本指針というものが示されていますが、この中でさまざまな今後の課題というのがございます。そういったものも踏まえながら、客観的、具体的なエビデンスに基づき、また、有識者や関係団体などの意見もお伺いしなければいけないと想いますし、障害者のニーズを把握していくなければなりません。

また、前回報酬改定の効果や影響などについての分析を踏まえて、令和二年度に行う経営実態調査により事業所の実態等をしっかりと把握した上で、持続可能で質の高いサービスが提供されるよう、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

愛知県内は、藤田医科大学岡崎医療センターの方々で、症状がないということで受け入れたんだけれども、症状が出ておられる方が二桁以上になつております。感染症対応のベッドの確保といいうのが物すごく課題になつております。

厚生労働省の支援も重要だというふうに思いま

ります。

○本村委員 今申し上げましたように、厚労省の調査と少し乖離があるというふうに思いますけれども、八割の事業所が減収という実態の調査があるわけでございまして、やはりきめ細かく声を聞いていただきたいで、小規模な事業所であつてもしっかりと経営できるように報酬を改善していただきたいというふうに思います。

障害のある子供たち、保護者の方々の支援の強化につながるように、国がしっかりと役割を果たすよう強く求め、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

次に、病院のコロナウイルス感染症の対応についてお伺いをしたいというふうに思います。

名古屋市内の大きな民間病院で、入院患者の方に新型コロナウイルス感染が発覚をいたしました。そうしますと、病院機能としましては、外来の診療の休止、救急車の受入れも休止、入院患者の方々への面会も当面禁止というふうに病院機能が低下、麻痺をしてしまつという現状に、その病院、結構大きな病院ですけれども、なつてしまつております。

そういう意味では、地域でバックアップ体制、医療の面でもバックアップ体制が本当に必要だということを感じておられます。今、政府は公立・公的病院のリストラを進めているわけですから、も、こういう施策はもつてのほかだということを痛感しております。今、政府は公立・公的病院のリストラを進めているわけですから、も、こういう施策はもつてのほかだだということを痛感しております。

名古屋市内の感染症の指定病床は十二床しかありません。既にもう満床になつております。ほかの自治体の病院や、あるいは陰圧がある民間病院にも頼んでいますけれども、大変な状況となつております。

愛知県内は、藤田医科大学岡崎医療センターの方々で、症状がないということで受け入れたんだけれども、症状が出ておられる方が二桁以上になつております。感染症対応のベッドの確保といいうのが物すごく課題になつております。

厚生労働省の支援も重要だというふうに思いま

すけれども、総務省も特別交付税で、公立・公的病院の感染症病床を増床するために財政支援をしているというふうに思いますけれども、その点、御答弁いただきたいと思います。

○内藤政府参考人 お答えを申し上げます。

二月十三日の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定いたしました緊急対応策のうち、一部事業につきましては地方負担が見込まれることから、総務省としても、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう、手厚い地方交付税措置を講じることとしているところでございま

す。

委員御指摘の病床確保でござりますけれども、有症患者が入院することができる病床整備に係る備品購入につきまして、災害並みの、国庫補助に係る地方負担額の八割を特別交付税により措置することとしているところでございます。

○本村委員 その特別交付税措置の拡充も求めたいというふうに思います。

今後、新型コロナウイルス感染症患者の方々の増加が、検査をすればふえますから、増加するということが見込まれるわけでござります。既に、一般外来ですとかあるいは入院の受入れの縮小とか休止が病院の一部で出ている状況もございま

す。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、必要な方が必要な医療を受けられるということが大変重要なことだと思います。

このため、厚生労働省といたしましては、医師が必要と判断された方が着実に検査及び適切な診療が受けられますように、国民の皆様に対しまして、わかりやすい相談、受診の目安を取りまとめて公表いたしたり、あるいは、PCR検査が必要に応じ着実に実施されるように、どのような方が対象であるのか、わかりやすい通知を発出しておられます。

また、全ての都道府県での帰国者・接触者相談センターの二十四時間対応、また帰国者・接触者外来につきましては八百以上の設置といった措置を講じているところでございます。

また、先ほど委員から名古屋の状況につきまして御説明ございましたけれども、二月二十五日時点でございますが、日本全国で感染症指定医療機関は五百五十一存在してございまして、二千を超える病床数を有してござります。この二千のベッドの中で、空床、空きベッドにつきましては千三百ぐらいあるところでござりますけれども、こういったものの利用のほかに、緊急時には、二千を超える病床数を有してござります。

この二千のベッドのなかで、空床、空きベッドにつきましては千三百ぐらいあるところでござりますけれども、こういったもの利用のほかに、緊急時には、二千を超える病床数を有してござります。

医療を受けられない方が出ないように、入院が必要な方はしっかりと入院ができるように、対策千以上ございますので、こういったものも活用す

を国としてとるべきだというふうに思います。例えれば、愛知では、国立の病院機構の病院で、現在、許可はされているけれども稼働はしていないペッド、病棟がございます。これを活用することを求めたいというふうに思います。また、人員については、ナースセンターの活用やほかの医療機関からの派遣など、あらゆる手段を講じていく必要がありますというふうに思っております。

新型コロナウイルス感染症対策や、高熱などの方で入院先がないというようなことがないようには、入院が必要な方が入院できるような体制を構築するべきだというふうに思っています。



てあります。もつとアピールして、使ってもらいましょうよ、NHKを。見てもらいましょうよ、公共放送なんだからね、井上先生。

何でこれをアピールしないのということ、それから、どうせだったら、民間のコンテンツからいっぱい提供されているんだけれども、なかなかわからないですよ、みんな、どこに何があるか。NHKの番組で、サブチャンネルも使つて民間のコンテンツも紹介したり、もつといろいろできることはあると思うんだけれども、もうちょっと頑張つていただけませんか。

○木田参考人 お答えいたします。

今御紹介のあつたように、今週、特別編成を行つております。Eテレを中心に、サブチャンネルを活用した番組編成、あるいはそのほかのチャンネルでも、中学生、高校生向けの番組を編成しております。

そのほかにも、NHK・フォー・スクールというウェブサイトがございます。これはもう既に学校現場で今まで使われてきいたものですが、これは、およそ二千本の番組とそれに関する七千本のクリップをいつでもどこでも見ることができます。こういったことを、一分スポットであるとかSNPであるとか、いろいろな形で今周知に努めているところです。

NHKが受信料で制作してきた豊かで多様な公共コンテンツを、公共放送として培つてきたノウハウとか、全国各地の先生や専門家とのネットワーク、こういったものを生かして、安心して活用していくふうに考えています。

○足立委員 専務、もうちょっと、民間コンテンツもいろいろ使わせてあげるというか、まあ、電

波という意味では使わせてあげるだけれども、編成という意味では使つてあげるだけれども、もうちょっと何か、いろいろできないのかなとか。まあ、できないよね。できないというか、できるんだけどもやらないんだけれども。

あと、じゃ、余りゼロ回答をもらつても僕も残念なので、一つ、ちょっとと思いつきで提案すると、今おっしゃった、例えは二千本のプログラムを見てもらえるようになつていて。子供たち向けて、それもQRコードで。今、QRコードでコロナのニュースとかがぱあっと並んでるNHKの特設サイトに飛んでいるわけですよ。ちゃんとこういう、せつかくこういうのがあるんだから。

うわかつた。もうきょうは、次、NHK予算のときになんとやりますから、きょうはQRコードだけでいいから。QRコードをもう一つつけて、子供たち向けのサイトに飛ぶように、ちょっとと検討してください。

○木田参考人 文部科学省のホームページとかに、民間の方々のいろいろなサイトの紹介とかが載っています。例えばそういうところとかの連携をいかにスマートにしていくかとか、いろいろな周知の方法があると思いますので、そこはしつかりと検討させていただきたいと思います。

○足立委員 ジャ、NHKのコンテンツでいいから。NHKのコンテンツは、さつきおっしゃつた、一分とかなんとか一応アピールしているわけでしょう、アピールしているようには僕には思えないけれども。何か小さくなつて、民業圧迫と言われないように隠れてやつてあるようにしか見えないけれども。QRコードに、NHKのコンテ

ンツぐらん飛べるようにしようよ。

○木田参考人 既に使つております特設サイトへの誘導、もう特設サイトの中に既にNHK・フォー・スクールとかの紹介はされておりますので、更にそれを周知徹底するような方法を考えまいりたいと思います。

○足立委員 QRコードぐらい、三つぐらい、じや、もう十個ぐらい並べたら、十個ぐらい。官

邸と厚生労働省とNHKのサイトと子供向けと。それぐらい、ブルーのをやつて。まあ、いいけれども。検討してください。

ありがとうございます。もうNHKはいいですよ。木田専務、ありがとうございます。

さて、外務省中谷政務官、ありがとうございます。

W.H.Oが日本を名指ししていますね、中谷さん。これは正しいんですか。

要すれば、日本は、イタリアとか、あとイランかな、あるいは中国と並んで大変な状況にあって、世界から日本人が締め出されるに倣する状況になつていて、僕はなつていいと思います、

武器のかわりに、いや、もちろんアナロジーはちょっと離に過ぎるかもしませんが、日本の社会、日本の国民の生命と財産を守つていくという意味では一緒ですよ。僕は、そのときに、中国は、W.H.Oに手を突っ込んで、情報戦、世界の中での情報戦に勝利しつつあるように見えます。その中で、日本だけが最悪の敗北を喫しつつある、世界の情報戦の中で。そう思いませんか。

○中谷大臣政務官 先生の御質問にお答えいたしました。

新型コロナウイルスにつきましては、クルーズ船の対応も含め、我が国の状況や取組に関する正確な情報を、国内外、適時適切に発信していくことは極めて重要であります。

このため、具体的には、厚生労働省と協力いたしまして、在京外交団へのブリーフを五回、在外プレスへのブリーフを七回実施をしているほか、労働大臣の会見に海外プレスも参加を可能にしました。

○中谷大臣政務官 先生の御下問は、W.H.Oに対する日本の対応というところであるというふうに思つております。

W.H.Oに対して、我が国内の感染状況や拡大感染防止のための取組について、密に意思疎通、連携を進めてきているところであります。

三月二日、先生御下問の、テドロスW.H.O事務局長による日本の感染拡大に関する発言について、日本政府からW.H.Oに強く申入れをしたところであります。その後、三月三日、同事務局長の発言では、我が国について言及されておりません。これは、我が国の状況を御理解いただけた証



とを言う。会社の従業員とフリーランス、要は個人事業主で差がついている。何で従業員は助成金で、何でそうでない人は貸付けなんだ。おかしいと思わないの、自民党の皆さん。それを何でほつたらかしにしているの。戦わないんだ、なぜ。(発言する者あり)ねえ、小林先生、やろうよ、ちゃんと。

私は、きょう小島さんを呼んでるのは、なぜそういうことになつたかといつたら、適当に今ある制度、すなわち、雇調金の延長で、雇用調整助成金の延長で雇用均局が適当な制度をつくつたからですよ。だから、そつちだけ走つて、フリーランスの人たち、個人事業主の人たちが置いてきぼりになつている。ほつたらかしにしているんですよ、みんな、ここに座つて自民党の一人一人が。

それから、何よりも、大規模イベントですよ。我々は、きのうの提言で、大規模イベントを中止させるのであれば、要請ではなくて命令をすべきだ、今、規定がありません、それを設けようと。命令をするのであれば、補償せなあかん。補償規定がないんです。

国家のために、國の、日本の社会防衛のために國民にお願いをしているのに、國は補償の一つもしないんですよ。それは、みんな、世界じゅうがそうだと思ってるんでしょう。違いますよ。

例えば、欧米の先進国は、例えば戦争、先ほど、中谷さんと戦争の話をした、戦争被害があつたら、戦争が起つて國民が被害をこうむつたら、普通の先進国は、戦争被害を補償する補償法制があるんです。予算委員会で僕もやりました、一人が読んでいますか。読んでいないよ。大西先生

一人が読んでいますか。読んでいないよ。大西先生、読んでいる、うちの提言。ちょっと答えてください。大西先生。

○大口委員長 いや、答弁者に対してやつてください。

○足立委員 読んでいないんだよ。だから、自民党なんて、大体、仕事しているのは二十人ぐらいですよ。あとは皆、ほううとしている、ほうう

スもある。なぜ日本だけが戦争被害補償法制が

ないですか。

それと一緒に、感染症で、国の要請でコンサートを中止しているのに、補償しない。おかしくないですか。

これは、総理がきのう、我が党の代表、幹事長に持つてこられたので、私たちから、まあ、今

政府・与党に我々の提案を受け入れる能力はないと思いますよ。僕は信用していません、それは。だから、私は、最後、まあいいよ、今後につながるような政府・与党と野党との協議をこの週末から来週にかけてやろうと思つています。

それから、きょう経産省に来ていただいていますが、ごめんなさい、ちょっと時間がないので、割愛していいですか。あした経済産業委員会があるので、ゆっくりやりたいと思います。

大臣、済みません。

きょうは、僕はいつも、こういう空気を壊すの有名で、昔はよくそれで懲罰動議が出ていたんですけども、空気はどうでもいいんですよ、国会の中の空気は。だって、国会の中で、僕が経済産業省に勤務していたときは、課長と補佐が、ネクタイをつかみ合ひながら、けんかしながら政策論議をしていました。予定調和的な、こんなのがんばり議論をしても仕方ないですよ。そうじゃなくて、取つ組み合いのけんかをしてでも國民を守る、國会の中が殺伐としても日本社会が守られるようにするのが国会議員の責任じゃないですか。

だから、総務委員の皆様にはぜひお願いしたい。我々がきのう提案した維新の会の提言、読んでください。読んでいますか、一人一人が。一人

○足立委員長 ありがとうございました。

高市大臣の総務大臣としてのお取組には敬意と感謝を持っております。

いざれにせよ、皆さん、きのうの党首会談、單なる茶番劇の一幕にしたらダメですよ。

○大口委員長 足立君、時間が来ています。

○足立委員 しっかりと成果を、政府、与党、野党が一緒に、よりいい制度をつくる。御協力をお願いして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○大口委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 希望の党の井上一徳です。

私も、前回に統いて、新型コロナウイルス対策について質問したいと思います。

本当に日々、新型コロナウイルスの感染、これの影響が広がつてしまして、地元でも、心配する人が本当にふえています。特に、皆さんもそうでしょうかけれども、回つておられて、中小の事業者の方とか飲食店の方、これから年度末を控えて資

大臣、せつかだから、一問。

今、やはりそうやつて苦しんでるのは自治体です。国会はほうつとしているけれども、自治体は頑張っていますよ。我々も、大阪で吉村知事が、クラスターができるということで、必死で今、夜も寝ずに、防衛するために頑張っています。

ぜひ、総務省、総務大臣として、自治体との連携、一言いただきたいと思います。

○高市国務大臣 二月二十六日に、全都道府県と政令市に対し、向こうにも副知事や総務部長クラス一名、総務省からもそれぞれの都道府県を担当する一名を決めて、一対一の情報共有体制をつくりました。

たくさんのお困りのお声、そして政府に対する要望が集まつてきております。これを日々ジャンル別に分けまして、それぞれの担当省庁にお伝えをし、また、速やかに対応していただくようお願いをしております。しっかりと連携をしておりま

す。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルスの影響ということでは、御指摘のように、特に資金繰りについて相談が寄せられております。

先日、緊急対策を取りまとめておりまして、こうした事業者からの相談状況を踏まえて、当面の緊急的措置として、セーフティーネット貸付け、それからセーフティーネット保証の需要を最大限見積もつた結果として、約五千億円の枠を確保しております。

まずは、私どもとしては、この執行の加速化に全力を挙げていくことが重要と考えております。

このため、三月の二日には、早速、全ての都道府県を対象としてセーフティーネット保証四号を発動して、三月三日には、セーフティーネット五号の対象とする業種も公表しております。

○石田政府参考人 金融厅におきましては、新型コロナウイルス感染症に関しまして、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、全国の金融機関に対しまして、事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談を行うこと、経営の継続に必要な資金の供給及び既存融資の条件変更など適切な対応に努めるよう、二月七日付で要請を行つて

いるところです。

金融機関におきましては、こうした要請を踏まえまして、例えば、緊急相談窓口の設置ですとかあるいは緊急融資制度の取扱いを開始するなど、積極的な事業者支援に取り組んでいるものと承知しております。

金繰りが本当にできるんだろうかということでお手に心配されています。

それで、私はきのう、中小企業庁それから金融庁に資金繰りについて話を聞きました。いろんな取組をされているのは、これは事実だと思います。

まず、中小企業庁、金融庁、それぞれどういう取組をされているか、御説明いただきたいと思います。

○足立委員 お答え申し上げます。

新型コロナウイルスの影響ということでは、御指摘のように、特に資金繰りについて相談が寄せられております。

まず、中小企業庁、金融庁、それぞれどういう取組をされているか、御説明いただきたいと思います。

<p>金融庁といたしましては、当該要請に加えまして、新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤルを設置し、資金繰り等に関する金融機関との取引に係る相談の受け付けを実施しているところでございます。</p>	<p>今後も、引き続き、全国の金融機関において適切な事業者支援がなされるよう、金融庁としてしっかりとフォローしていきたいというふうに考えております。</p>
<p>○井上(一)委員 今は、平時ではなくて緊急時ですでの、やはり緊急時に応じた、最大限融通をきかせた金融、これをやっていただきたいと思っております。</p>	<p>それで、こういった、いろいろ政府としても取り組んでいるわけですけれども、まさに、相談がかなりこれからもあえてくると思いますし、相談体制をしっかりと確保してほしい。それから、こういった取組をしていることをぜひ全国の事業者の方々に周知徹底して、少しでも不安感を解消するようにしてほしいんです。</p> <p>政府として、政府広報、これをテレビそれから新聞を通じて、こういった特別な金融措置をとっているんだということを広報していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。</p> <p>○田中政府参考人 お答えいたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する問題では、政府において、これまでにも首相官邸等のホームページ、災害ソイツァーなどのSNSを用いまして迅速な情報発信を行うとともに、政府広報でも、インターネット広告などで周知を図ってきたところでございます。</p> <p>今後、今月十日を目途に第二弾となる緊急対策が取りまとめられるものと承知しているところでございまして、今後とも、そうした状況に応じまして、さまざまな手段を用いて情報の発信と周知に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>○井上(二)委員 政府を挙げて周知を徹底していただきたいと思います。</p>
<p>NHKも同じように、こういった政府の取組、特に事業者の方々の不安を解消するということは思うんです。NHKとしても非常に大事な役割じゃないかと思います。</p>	<p>○木田参考人 お答えします。</p> <p>新型コロナウイルスにつきましては、テレビ、ラジオ、インターネットとあらゆる伝送路を使って、今、情報発信を強化しております。</p> <p>政府や自治体などが行なさまざまな対策や取組については、例えば、新型コロナウイルスの特設サイトというのがあるんですが、そこへ行つていただくと、中小企業の経営相談窓口の一覧を掲載するなど今しております。</p> <p>引き続き、放送やインターネットでの、視聴者・国民の皆様にとって必要な情報を、事実に基づいてきちんと丁寧に伝えてまいりたいと考えております。</p> <p>○井上(一)委員 しっかりと取り組んでいただくなよろしくお願いします。</p>
<p>それで、次は、ちょっと資料を用意している</p>	<p>それでは、次は、ちょっと資料を用意しているんですけれども、一つ目が、災害対策基本法の資料です。もう一つが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の資料です。</p> <p>私は、いずれにしても、政府としては、私はどちらでもいいんです、どちらでもいいので、そういう法律に基づいた迅速な措置をとつていただきたいというのがもともと私の考え方なんですが、それでも、新型インフルエンザ等対策特別措置法が使えないのであれば、私は災害対策基本法、これに基づいて対応をとるべきだという主張をしております。</p> <p>まず、この新型インフルエンザ等対策特別措置法、これはいろいろな方々から言われていますけれども、なぜこの法律が使えないのか、簡潔に御説明いただきたいと思います。</p> <p>○吉永政府参考人 お答え申しあげます。</p> <p>新型インフルエンザにつきましては、委員から</p>

思うんですね。

総理はきのう各党の党首に要請をされて、法的措置をとるということですけれども、この法律について、どんな内容になるのか、それからスケジュール感、これについて教えていただきたいと思います。

○安居政府参考人 お答え申し上げます。

危機にあつては、常に最悪の事態を想定しまして、あらかじめ備えることが重要でございます。

今後、一定の地域において急激な感染の拡大などが見られた場合に講すべき措置の具体化は、まさに待つたなしの状況であると認識しております。政府としては、あらゆる可能性を想定し、国民生活への影響を最小化するため、緊急事態宣言の実施も含め、新型インフルエンザ等対策特別措置法と同等の措置を講ずることが可能となるよう、立法措置を早急に進めるとしております。

なお、資料にございますように、現在の新型インフルエンザ等対策特別措置法におきましては、緊急事態宣言が行われた場合においては、例えば施設の利用制限の要請等、措置を講ずることが可能となると承知しております。

○井上(一)委員 私は、法律をつくるのであれば、ぜひ実効性のある法律をつくっていただきたいと思っていまして、一つ要望なんですが、資料に、災害対策基本法、次のページちょっと見ていただきたいんですけども、災害緊急事態への対処というのがあります。こういった特別な、大規模な災害の場合には緊急措置がとれるということで、災害緊急事態の布告をして対応する。その場合に、緊急政令の制定といふところを見ていたいんですけども、災害緊急事態に際して、国会が閉会等により召集等を待つ時間がない場合には、以下の規制を政令により行なうことができるということで、緊急政令でできる。国会が開かれていない場合は内閣はもう政令でやつていいんだという措置の中に四つあります。生活必需物資の配給、譲渡、引渡しの制限、

禁止、これが政令ができる。国民生活の安定のため必要な物資又は役務等の給付の対価の最高額の決定、これもできる。それから、金銭債務の支払

い延期及び権利の保存期間の延長、これもできる。海外からの支援の受入れについて必要な措置。こういうのが閉会中であれば政令ができると思います。

○安居政府参考人 お答え申し上げます。

危機にあつては、常に最悪の事態を想定しまして、あらかじめ備えることが重要でございます。

今後、一定の地域において急激な感染の拡大などが見られた場合に講すべき措置の具体化は、まさに待つたなしの状況であると認識しております。政府としては、あらゆる可能性を想定し、国民生活への影響を最小化するため、緊急事態宣言の実施も含め、新型インフルエンザ等対策特別措置法と同等の措置を講ずることが可能となるよう、立法措置を早急に進めるとしております。

なお、資料にございますように、現在の新型インフルエンザ等対策特別措置法におきましては、緊急事態宣言が行われた場合においては、例えば施設の利用制限の要請等、措置を講ずることが可能となると承知しております。

○井上(一)委員 私は、法律をつくるのであれば、ぜひ実効性のある法律をつくっていただきたいと思っていまして、一つ要望なんですが、資料に、災害対策基本法、次のページちょっと見ていただきたいんですけども、災害緊急事態への対処というのがあります。こういつた特別な、大規模な災害の場合には緊急措置がとれるということで、災害緊急事態の布告をして対応する。その場合に、緊急政令の制定といふところを見ていたいんですけども、災害緊急事態に際して、国会が閉会等により召集等を待つ時間がない場合には、以下の規制を政令により行なうことができるということで、緊急政令でできる。国会が開かれていない場合は内閣はもう政令でやつていいんだという措置の中に四つあります。生活必需物資の配給、譲渡、引渡しの制限、

こういった自衛隊の皆さんのが対応されて、やはり自衛隊が感染して、これから、最後のとりでですか、更に活動してもらわないといけない場面

が想定されるわけですから、自衛隊の中に感染者が出ることは絶対避けないと、それが、その点について、防衛省・自衛隊としてはどういう配慮で、どういう取組をされているのですが、お答えいただきたいと思います。これで最後となんです。

○椎葉政府参考人 お答えさせていただきます。

二回行されました。大正十二年の関東大震災のとき、このときには支払い猶予措置として三十日間。それから、昭和二年の金融恐慌、これは高橋

是清が収束させたということで教科書にも出てきましたけれども、この昭和二年の金融恐慌のときは二十日間の支払い猶予をしてこの金融危機をおさめた、こういうような内容のものなんです。

今こそ、最悪の事態に備えるということであれば、法律をつくるのであればこういう規定も、まあ今すぐということではないんですけども、必

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○高市国務大臣 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう、市町村の合併の特例に関する法律の期限を十年間延長しようとするものであります。

○椎葉政府参考人 お答えさせていただきます。

今回の災害派遣におきましては、内閣官房新型インフルエンザ対策室等から示されております対応策を踏まえつつ、その基準よりも更に安全幅をとりました感染防護基準を定めまして、隊員の感染防護に万全を期しているところでございます。

現時点では、災害派遣に従事した隊員から感染者は出でていないところでございます。

一方、国内の複数地域におきまして散発的に感染が報告されていることから、今後、自衛隊員への感染が生ずる可能性も念頭に置く必要があると考えているところでございます。

防衛省・自衛隊いたしましては、個々の患者発生がクラスターとならないよう、手洗い、せきエチケット等の一般感染対策を徹底するほか、テレワークや時差出勤の推進、また発熱等の風邪症状が見られる場合等の特別休暇の利用など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございま

す。

○大口委員長 以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を令和十二年三月三十一日まで延長するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を令和十二年三月三十一日まで延長するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午前十一時五十六分散会

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

法律第五十九号の一部を次のように改正する。  
附則第二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

第一条 附 則  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

(国民健康保険法及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)附則第二十三条

二 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)附則第三条

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令

和二年四月一日」に改める。

附則第十九条(見出しを含む。)中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法を削る。

(地方自治法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 地方自治法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)」を付する。

第五条の見出しを削り、同条中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法を削る。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二条第六項中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

附則第五条の見出しを削り、同条の前に見出しあして「(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)」を付する。

附則第六条の見出しを削り、同条中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例に関する法律の期限を十年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 理由

市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例に関する法律の期限を十年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





令和二年四月三日印刷

令和二年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

F